

基 発 0919 第 1 号
令 和 5 年 9 月 19 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和 5 年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた
業務改善助成金に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10 月 1 日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するなどの拡充を図り、同年 8 月 31 日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び業務改善助成金の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び業務改善助成金の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。